

# 松山市成育医療等に関する計画

令和7年3月  
松山市

## 目次

第1章 計画の概要 .....	1
1. 計画の位置づけ .....	1
2. 計画の期間.....	2
3. 計画の策定方法 .....	2
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況.....	5
1. 人口等の見通し .....	5
2. こども・若者や子育て家庭をめぐる状況.....	9
3. 成育医療等の現状 .....	14
4. こども・若者の意識の現状 .....	21
5. 本市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題 .....	23
第3章 施策の展開 .....	26
1. 施策体系 .....	26
2. 事業一覧 .....	27
第4章 個別計画記載事項.....	32
1. 基本方針 .....	32
2. 各ライフステージの望ましい姿と目標.....	32
3. 各ライフステージの主な取組.....	32
4. 成果指標・目標値.....	34
第5章 計画の推進 .....	36
1. 市民及び関係団体等との連携等.....	36
2. 計画の進捗状況の管理・評価.....	37

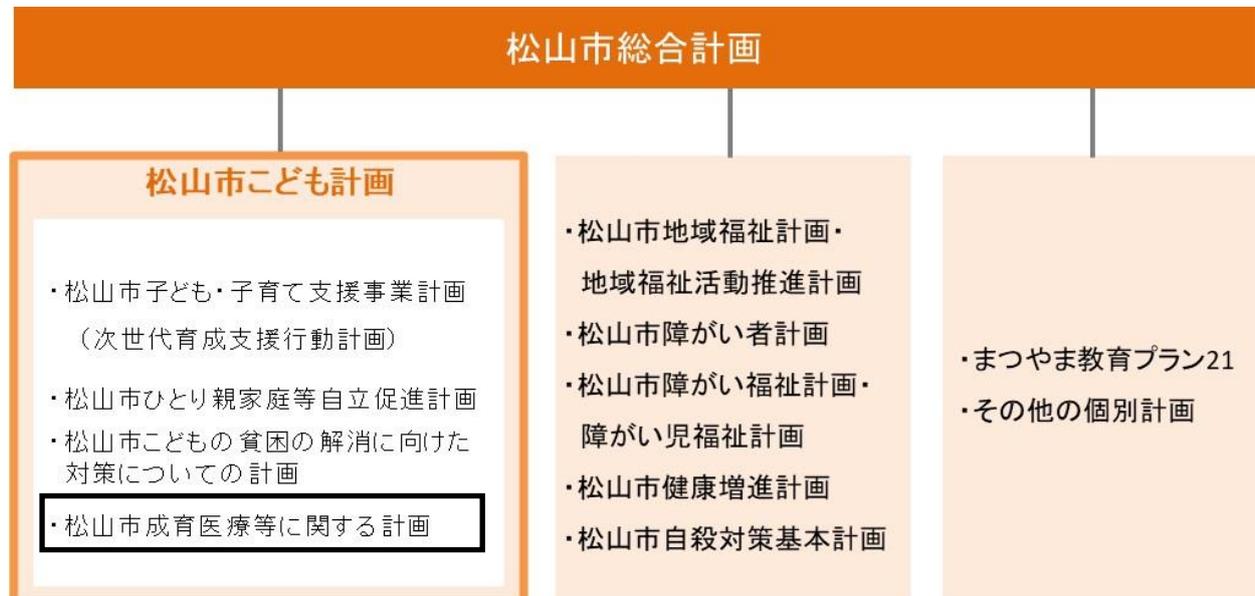
※「松山市成育医療等に関する計画」は、松山市こども計画に包含・一体的であるため、当該計画は、松山市こども計画内の該当する部分を抜粋して構成したものです。

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の位置づけ

「松山市成育医療等に関する計画」は、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本法)と「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」(成育医療等基本方針)に基づき策定するものです。成育過程にある者等に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を医療、保健、教育、福祉等の関係分野との相互連携を図り、総合的に推進します。

### 【本市の計画との関係】



## 2. 計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
松山市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度 (5年間)		松山市子ども計画 令和7年度～令和11年度 (5年間)				
松山市ひとり親家庭等自立促進計画	令和3年度～令和7年度 (5年間) ※1年前倒し						
松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画							
松山市成育医療等に関する計画	未策定						

## 3. 計画の策定方法

### (1) アンケート調査

本計画の策定にあたり、基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施しました。

#### ① 「松山市子ども計画」策定に向けたアンケート

対象	小学5年生以上の市内在住者(市内の学校等に通学する学生を含む)	
調査方法	インターネット調査	
実施時期	令和6年5月～6月	
有効回答数	7,898件	
調査結果報告	松山市子ども計画策定のためのアンケート調査結果の詳細は <a href="#">こちら</a>	

#### ② 妊婦対象アンケート調査

対象	令和6年4～6月に伴走型相談支援事業の妊娠7か月アンケートを送付した妊婦704名
調査方法	インターネット調査
実施時期	令和6年5月～7月
有効回答数・回収率	452件(回収率:64.2%)

## (2)「松山市こども計画」策定に向けたワークショップ等での意見募集

こども・若者の意見を計画に反映するため、以下のワークショップ及び意見募集を行いました。

### ① 若者ワークショップ

対象	市内在住の大学生～30歳代まで	
開催日時・場所	令和6年7月15日(月)14時～16時(松山市保健所6階 中会議室)	
参加者数	20名	
テーマ	こどもまんなか社会の実現に向けて、若者自らが行動できることへの提言	
実施報告	「松山市こども計画」策定に向けた若者ワークショップの実施報告の詳細は <a href="#">こちら</a>	

### ② こどもワークショップ

対象	市内在住の小学5年生～高校3年生	
開催日時・場所	<p>【第1回】 令和6年7月28日(日) 14時～16時 (松山市保健所6階 中会議室)</p> <p>【第2回】 令和6年8月25日(日) 14時～16時 (松山市保健所6階 中会議室)</p> <p>【第3回】 令和6年12月21日(土) 14時～16時30分 (松山市保健所6階 大会議室)</p>	
参加者数	【第1回】 16名 【第2回】 12名 【第3回】 13名	
テーマ	<p>【第1回】 こどもの権利</p> <p>【第2回】 自分にとっての理想の居心地</p> <p>【第3回】 「松山市こども計画」で大事と思うこと、松山市に求めること こども版こども計画の作成</p>	
実施報告	「松山市こども計画」策定に向けたこどもワークショップ	
	第1回の詳細は <a href="#">こちら</a>	
	第2回の詳細は <a href="#">こちら</a>	
	第3回の詳細は <a href="#">こちら</a>	

### ③ 児童館での意見募集

対象	市が所管する8か所の児童館を利用することも
募集期間	令和6年8月30日(金)～9月5日(木)
実施方法	各児童館に模造紙と付箋を設置し、テーマに関する意見を募集
テーマ	① 児童館で何をして、一番遊んでる？ ② 児童館以外に、どんな遊び場が欲しい？
回答総数	① 延べ473件 ② 延べ559件
実施報告	児童館での意見募集の詳細は <a href="#">こちら</a> 

### (3) パブリックコメント

---

計画案について、広く意見募集を行いました。

対象	市内在住の方、市内の学校に在学している方、市内にある事務所・事業所に勤務している方、市内に事務所・事業所を有している方や法人等
募集期間	令和6年12月2日(月)～令和7年1月9日(木)
回答総数	62件(24人、1法人)
実施報告	パブリックコメントの詳細は <a href="#">こちら</a> 

## 第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

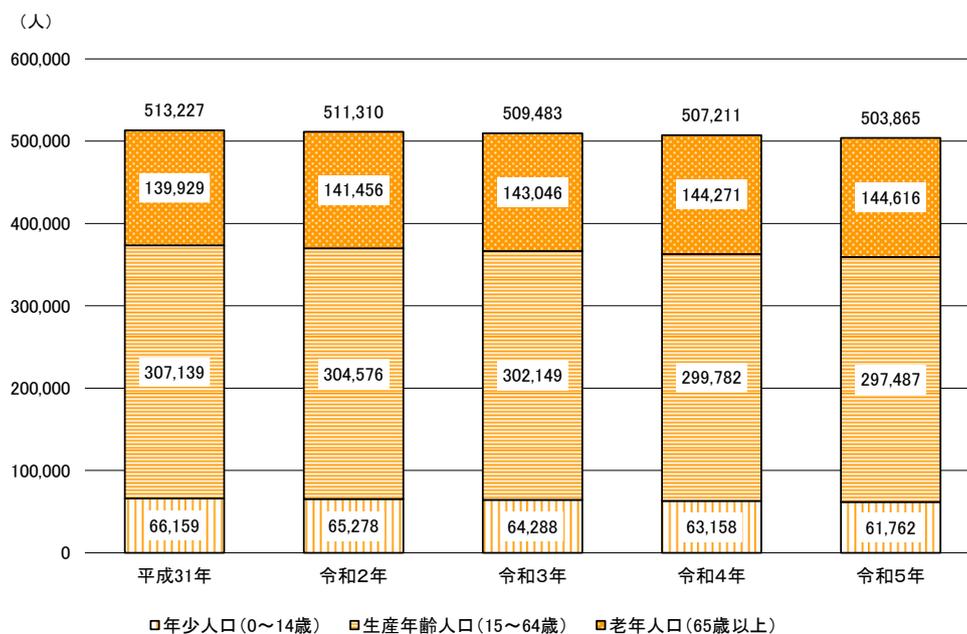
### 1. 人口等の見通し

#### ① 人口の推移

本市の総人口の推移は、年々減少幅が大きくなっており、令和5年には平成31年から9,362人減少し、503,865人となっています。

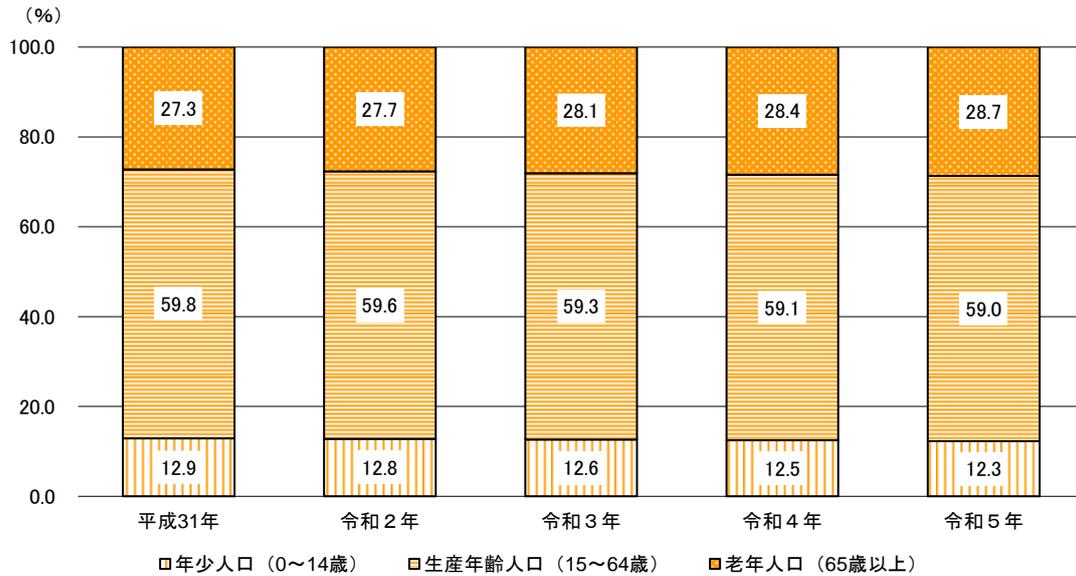
年齢3区分別人口についてみると、生産年齢人口(15～64歳)と年少人口(0～14歳)は減少を続けている一方、老年人口(65歳以上)は増加し続け、令和5年の高齢化率は28.7%となっています。

図表 1 年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

図表 2 年齢3区分別人口割合の推移

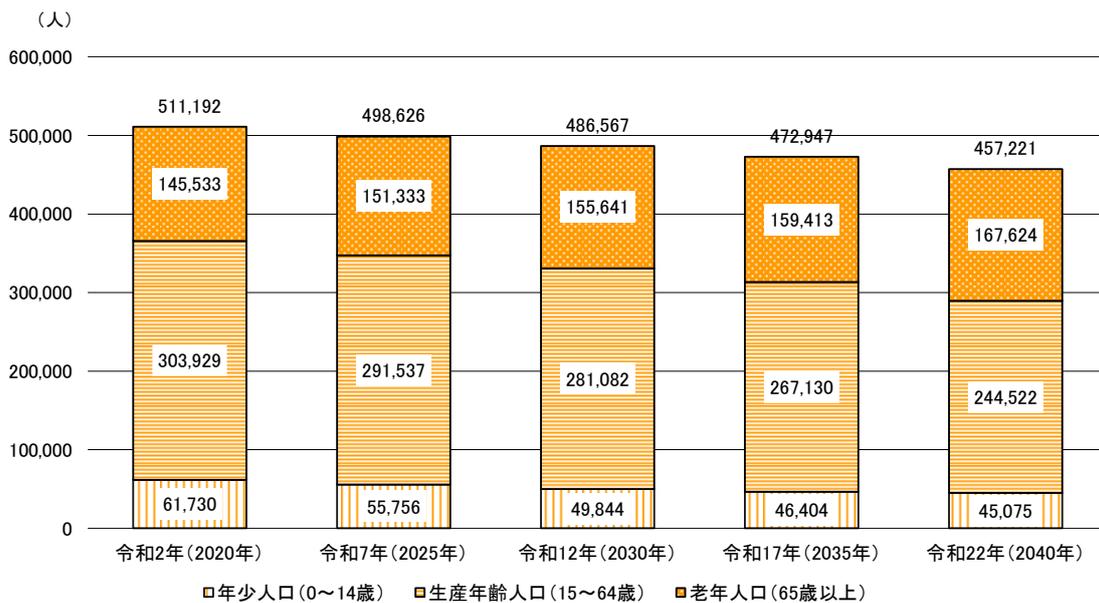


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

## ② 将来推計人口

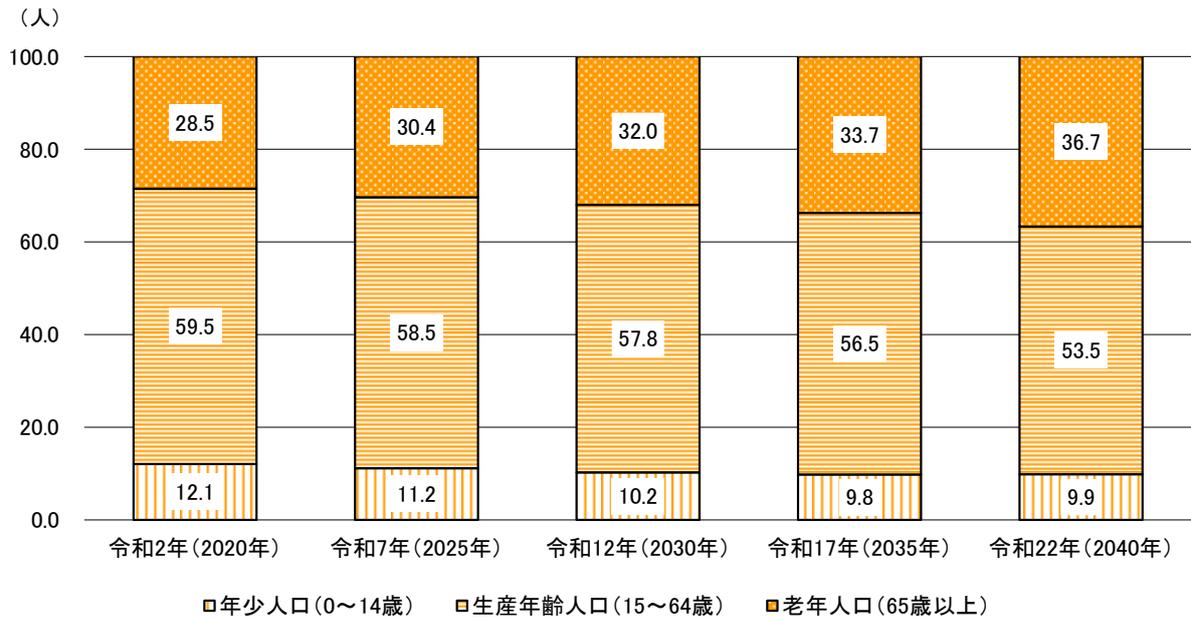
国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市の将来推計人口は、総人口は減少を続け、令和22年(2040年)には令和2年(2020年)から 53,971 人減少して 457,221 人になる見込みです。年齢3区分別人口では、年少人口と生産年齢人口は減少し続ける一方、老年人口は増加し続け、令和7年(2025年)には30%を超え、令和22年(2040年)には36.7%になる見込みとなっています。

図表 3 推計人口と年齢3区分別人口の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023年推計)

図表 4 年齢3区分別推計人口割合の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023年推計)

### ③ 推計児童人口

これまでの状況から、本市の11歳以下の推計児童人口は、令和11年(2029年)には39,080人になると推計されます。

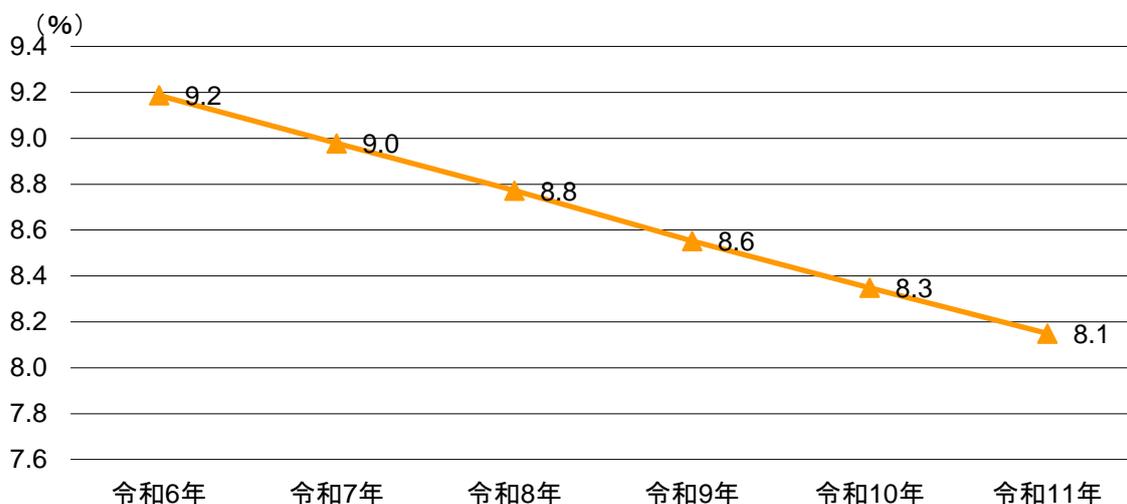
図表 5 推計児童人口の推移

単位:人

区分	現状	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童人口(0~11歳)	45,743	44,398	43,070	41,675	40,364	39,080
(総人口比)	9.2%	9.0%	8.8%	8.6%	8.3%	8.1%
0歳	2,899	3,040	2,981	2,931	2,876	2,831
1歳	3,224	2,953	3,096	3,036	2,986	2,930
2歳	3,338	3,201	2,931	3,072	3,012	2,963
3歳	3,377	3,330	3,193	2,923	3,064	3,004
4歳	3,535	3,381	3,334	3,197	2,927	3,068
5歳	3,836	3,542	3,388	3,340	3,202	2,932
0~5歳	20,209	19,447	18,923	18,499	18,067	17,728
6歳	3,994	3,848	3,552	3,398	3,350	3,211
7歳	4,154	3,990	3,844	3,550	3,396	3,348
8歳	4,225	4,151	3,987	3,842	3,549	3,394
9歳	4,371	4,232	4,157	3,993	3,848	3,554
10歳	4,354	4,371	4,232	4,157	3,993	3,848
11歳	4,436	4,359	4,375	4,236	4,161	3,997
6~11歳	25,534	24,951	24,147	23,176	22,297	21,352

資料:令和2年~令和6年までの住民基本台帳(各年4月時点)を基にしてコーホート法で推計

図表 6 総人口に占める児童人口割合の推移



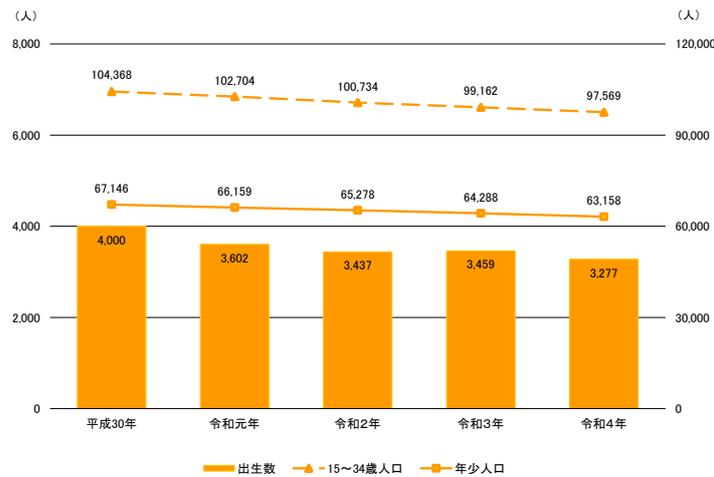
## 2. こども・若者や子育て家庭をめぐる状況

### (1) こどもをめぐる状況

#### ① 出生数

本市の出生数は、令和3年にわずかに増加したものの、令和4年には182人減少し3,277人となっています。また、14歳以下の年少人口は年々減少幅が大きくなる傾向にあり、令和4年には平成30年から3,988人減少し、63,158人となっています。

図表 7 出生数と年少人口の推移



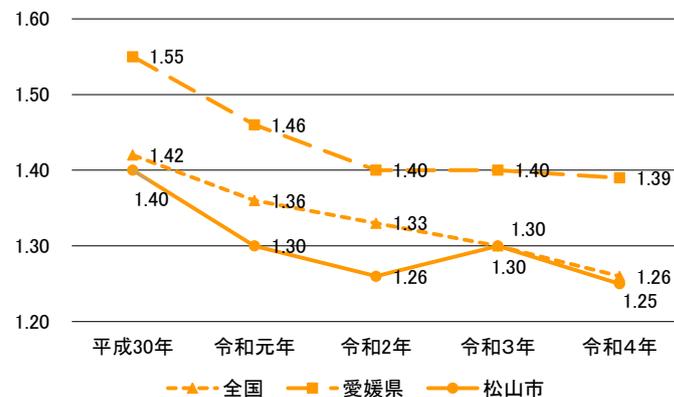
資料:【出生数】松山市文書法制課 人口動態

【年少人口・15~34歳人口】住民基本台帳(各年1月1日)

#### ② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成30年以降は2年連続で減少し、令和3年には1.30と上昇しましたが、令和4年には、1.25と再び減少しました。

図表 8 合計特殊出生率の推移



資料:人口動態統計

### ③ 女性の就業率（国-県-本市比較 令和2年）

全国及び愛媛県と本市の女性就業率を比較すると、すべての年代で全国平均を下回っており、愛媛県と比較しても「15～19歳」を除いて下回っています。

図表 9 女性の就業率(国-県-本市比較 令和2年)

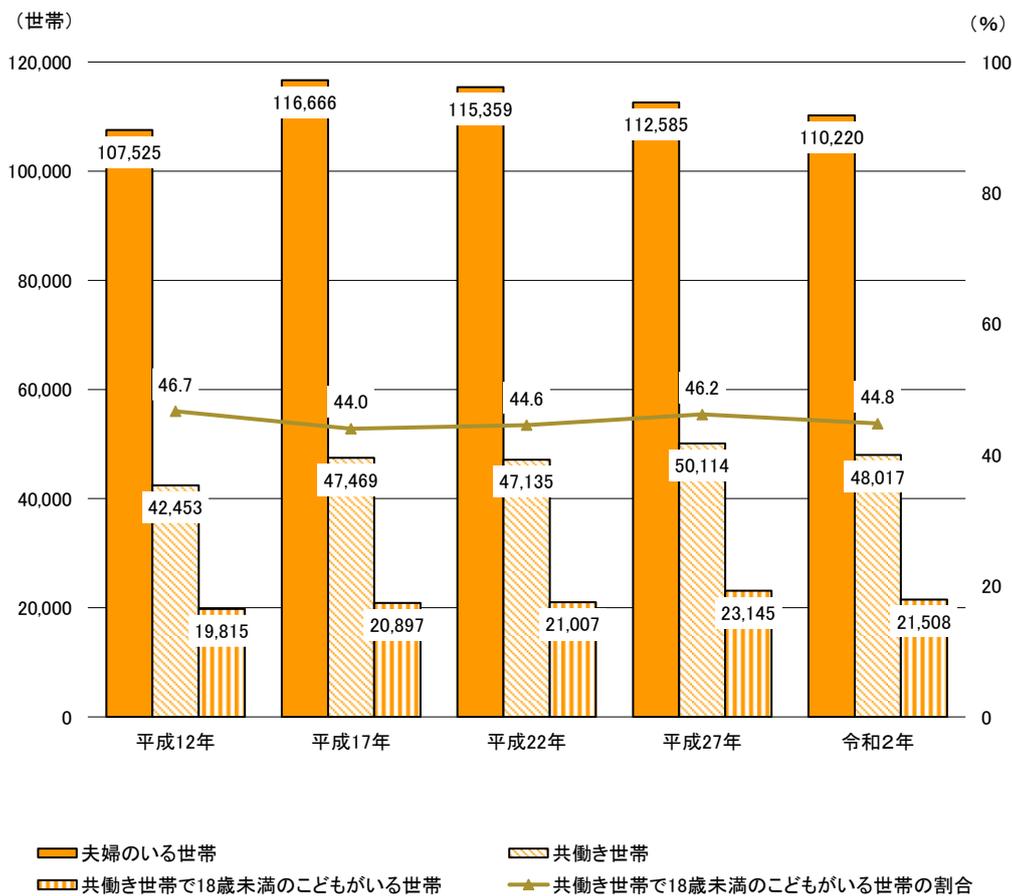
	全国	愛媛県	松山市	全国との差	愛媛県との差
15～19歳	14.2%	11.7%	13.5%	-0.7%	1.8%
20～24歳	59.7%	64.3%	58.9%	-0.8%	-5.4%
25～29歳	68.9%	71.7%	67.6%	-1.3%	-4.1%
30～34歳	64.5%	67.1%	61.4%	-3.1%	-5.7%
35～39歳	64.9%	68.6%	61.4%	-3.5%	-7.2%
40～44歳	68.5%	72.5%	65.9%	-2.6%	-6.6%
45～49歳	70.6%	73.9%	67.2%	-3.4%	-6.7%
50～54歳	70.2%	73.5%	67.8%	-2.4%	-5.7%
55～59歳	68.0%	70.0%	64.8%	-3.2%	-5.2%
60～64歳	57.3%	58.1%	53.9%	-3.4%	-4.2%
65～69歳	38.5%	38.8%	35.1%	-3.4%	-3.7%
70～74歳	24.8%	25.4%	22.1%	-2.7%	-3.3%
75～79歳	13.3%	14.4%	12.3%	-1.0%	-2.1%
80～84歳	7.0%	7.9%	6.5%	-0.5%	-1.4%
85歳以上	2.6%	2.6%	2.5%	-0.1%	-0.1%

資料：国勢調査

#### ④ 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は横ばいで推移しており、令和2年は44.8%となっています。

図表 10 共働き世帯の推移



資料:国勢調査

#### ⑤ 保育所等利用待機児童の状況

本市の令和6年「保育所等利用待機児童数」は、令和4年から3年連続で0人となっています。

図表 11 保育所等利用待機児童数の推移

単位:人

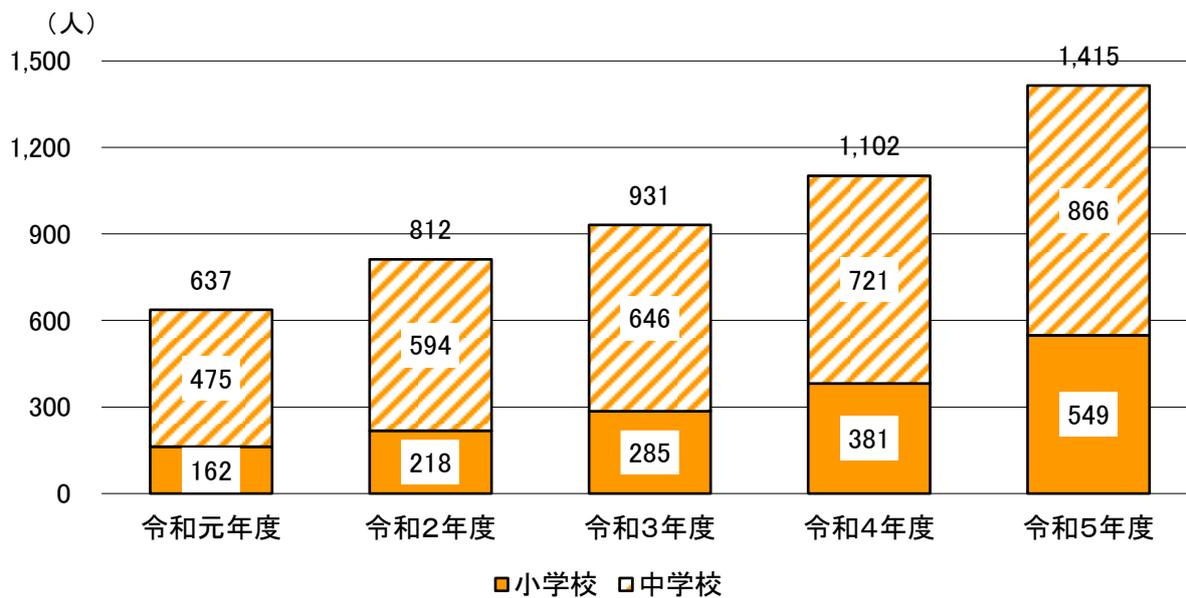
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
待機児童数	42	25	0	0	0
(対前年度)	9	▲ 17	▲ 25	0	0

資料:松山市保育・幼稚園課(各年4月1日現在)

## ⑥ 不登校児童・生徒数

本市の小中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年度は1,415人と、令和元年度の637人から2倍以上となっています。

図表 12 小中学校の不登校児童・生徒数(松山市)

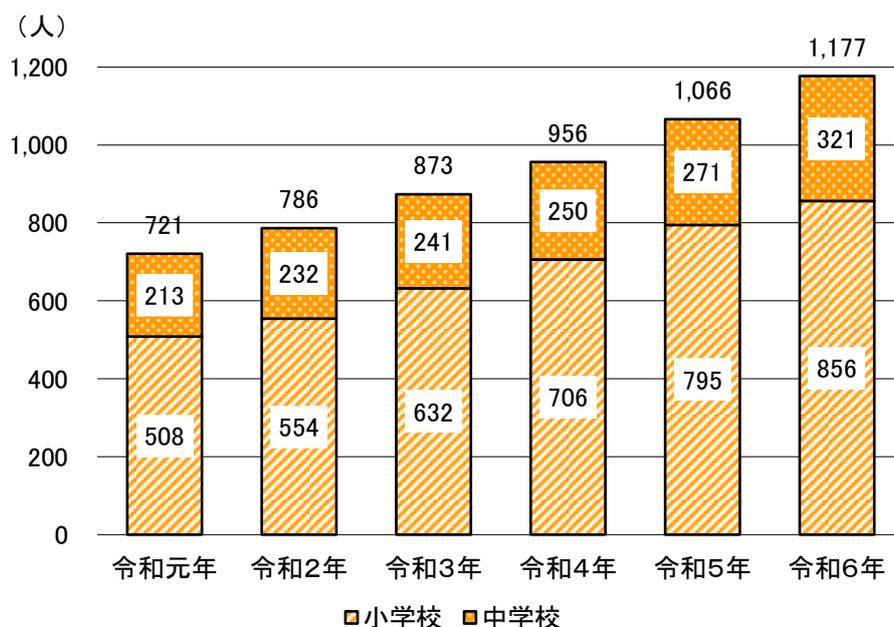


資料:松山市学校教育課

### ⑦ 特別支援学級児童・生徒数

本市の小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向にあり、令和6年は小学校で856人、中学校で321人となっています。

図表 13 特別支援学級に在籍する児童・生徒数



資料:松山市学校教育課

### ⑧ 要保護児童、要支援児童、特定妊婦

本市の要保護児童、要支援児童の数は増加傾向にあり、令和5年度は要保護児童が1,897人、要支援児童が1,373人となっています。

また、特定妊婦の数は横ばいで推移しており、令和5年度は180人となっています。

図表 14 要保護児童、要支援児童、特定妊婦の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童	1,132	1,173	1,366	1,642	1,897
要支援児童	1,201	1,261	1,296	1,361	1,373
特定妊婦	216	217	228	200	180
合計	2,549	2,651	2,890	3,203	3,450

資料:松山市こども相談課

### 3. 成育医療等の現状

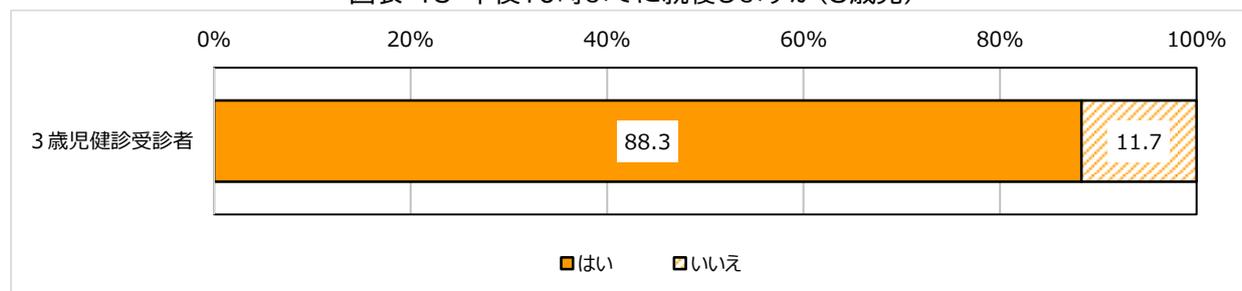
各種アンケート調査及び令和4年度松山市母子保健のデータから、成育サイクル(周産期、乳幼児期、学童期、思春期、全成育期)の主な特徴は以下のとおりです。

#### (1) 生活習慣

##### ① 睡眠が十分にとれていると思うか

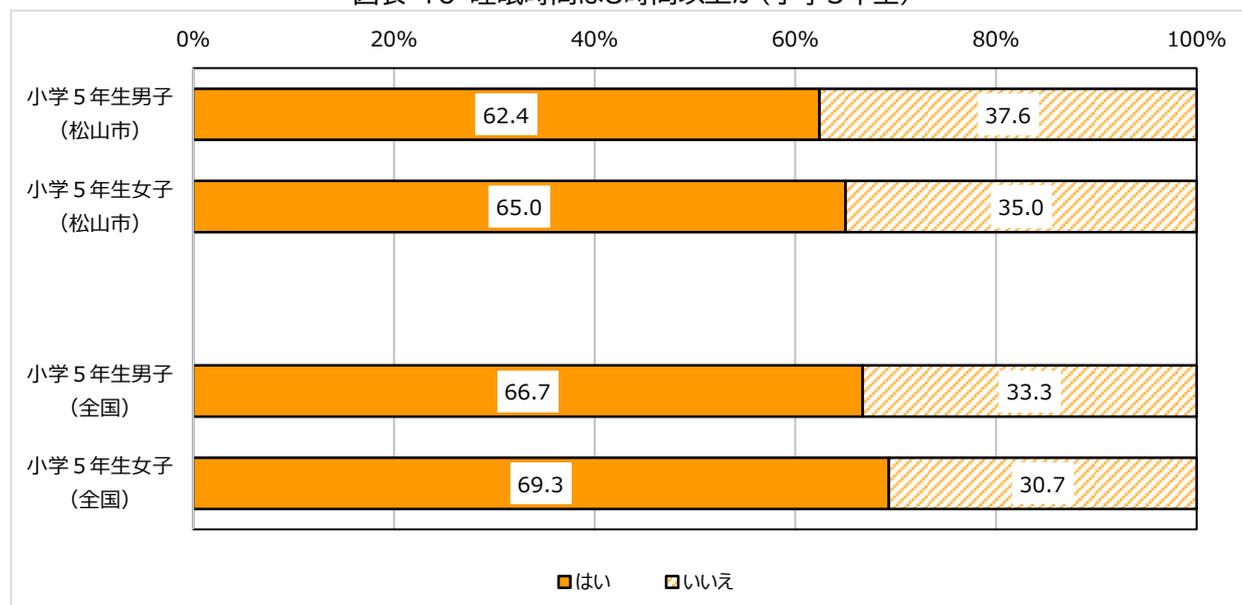
「睡眠が十分にとれている」のは、3歳児で88.3%、小学5年生で62~65%、中学2年生では男子25.8%、女子16.5%、15-17歳で38.6%、18-39歳で49.7%、妊婦で66.6%となっています。

図表 15 午後10時までに就寝しますか(3歳児)



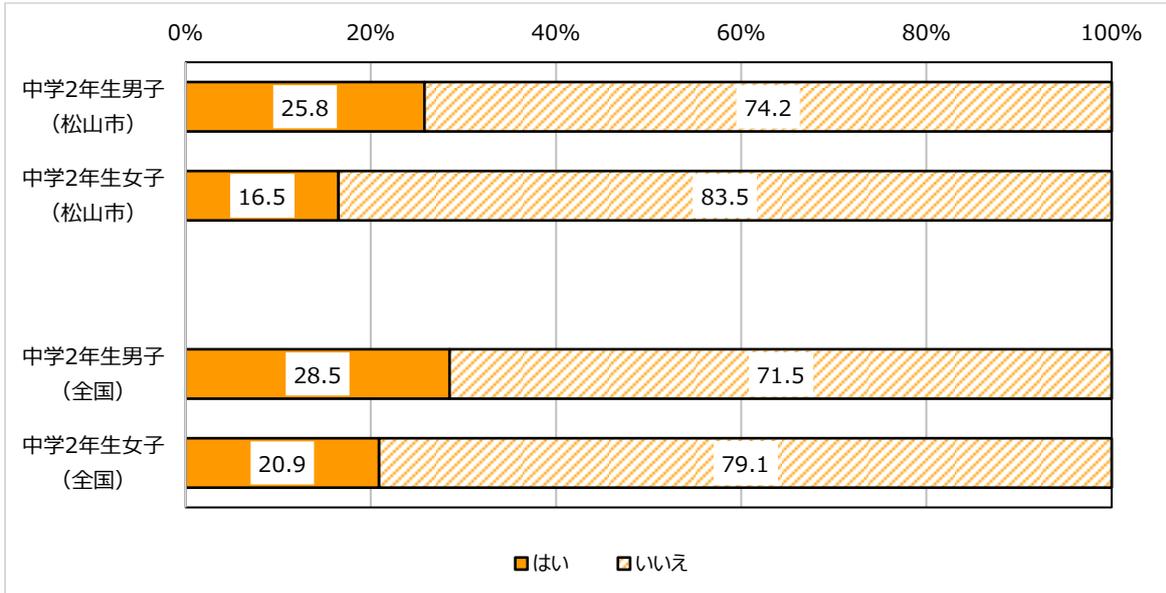
資料:3歳児健康診査受診者問診票(令和4年度4~7月、令和5年度12~3月)

図表 16 睡眠時間は8時間以上か(小学5年生)



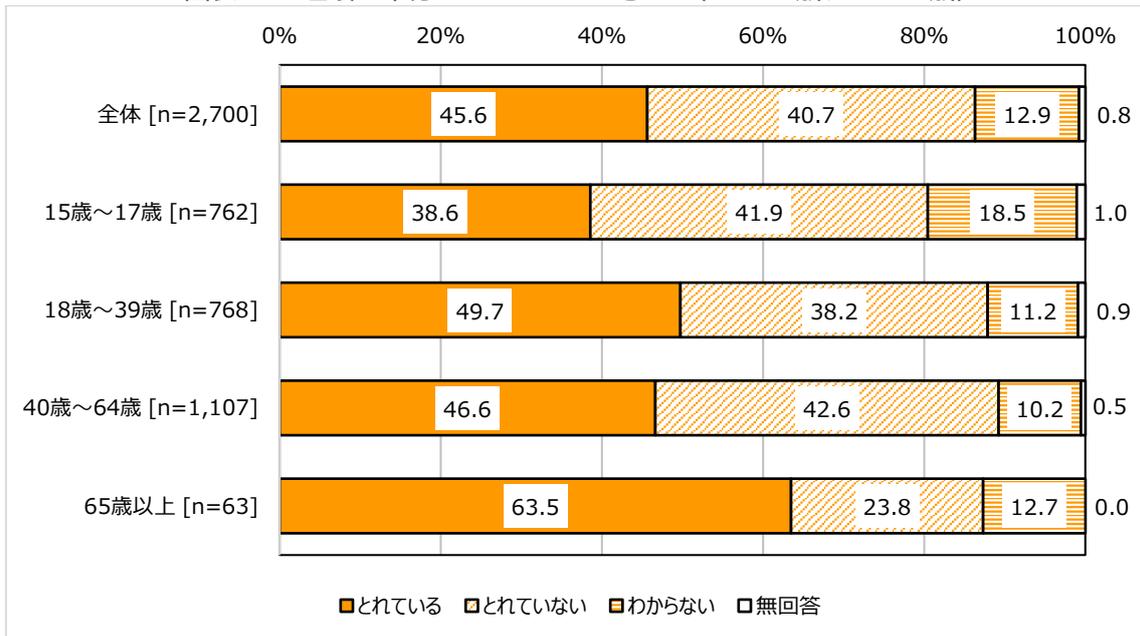
資料:スポーツ庁 令和4年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査

図表 17 睡眠時間は8時間以上か(中学2年生)



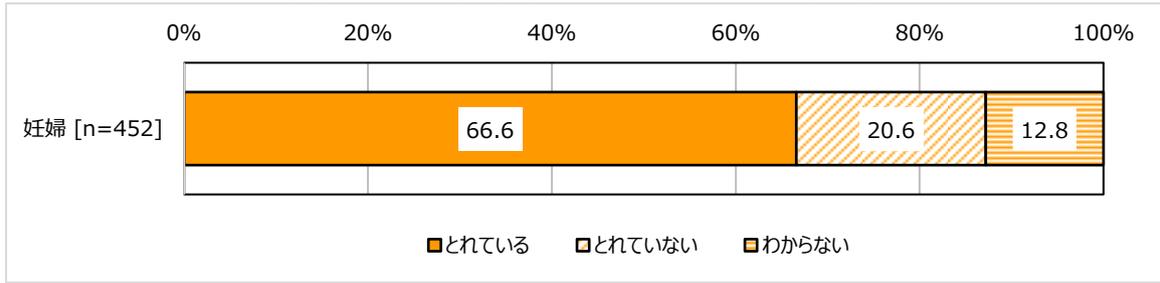
資料:スポーツ庁 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

図表 18 睡眠が十分にとれていると思うか(15-17歳、18-39歳)



資料:松山市こども計画策定のためのアンケート調査(高校生以上調査)

図表 19 睡眠が十分にとれていると思うか(妊婦)



資料:松山市こども計画策定のためのアンケート調査(妊婦調査)

## (2) 適切な健診受診

### ① 健診受診率

各健診の受診率は、妊婦健診96.8%(令和5年度)、乳児健診(3-4か月児)98.3%、幼児健診(1歳6か月児)82.6%、幼児健診(3歳児)80.3%です。幼児健診は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えによって受診率が低くなっています。

図表 20 妊婦一般健康診査 受診状況の推移

年度	受診券交付数 (枚)	受診者数 (人)	受診率 (%)
令和元	18,355	17,601	95.9
2	18,354	17,141	93.4
3	17,611	16,696	94.8
4	16,273	15,873	97.5
5	14,896	14,426	96.8

資料:松山市保健衛生年報 令和6年版(令和5年度統計)

図表 21 乳幼児の健康診査の受診率(令和4年度)

		松山市	愛媛県	国
乳児	3-4か月児	98.3% <sup>※1</sup>	94.5% <sup>※1</sup>	96.1% <sup>※2※3</sup>
幼児	1歳6か月児	82.6%	91.2%	96.3% <sup>※3</sup>
	3歳児	80.3%	89.9%	95.7% <sup>※3</sup>

資料:(県・市)令和4年度 母子保健報告

(乳幼児健康診査の医療機関に委託している乳児一般健康診査の受診率)

※1:乳児3~6か月児の数値

(国)厚生労働省 令和4年度地域保健・健康増進事業報告

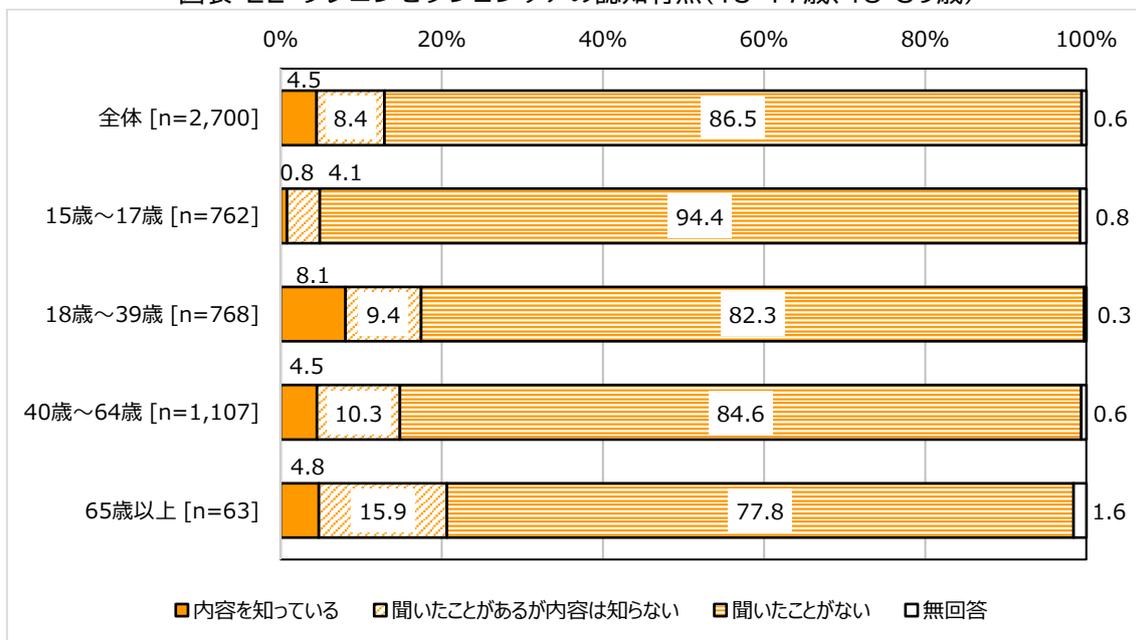
※2:乳児3~5か月児の数値

※3:受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100(計数が不詳の市区町村除く)

## ② プレコンセプションケアの認知度

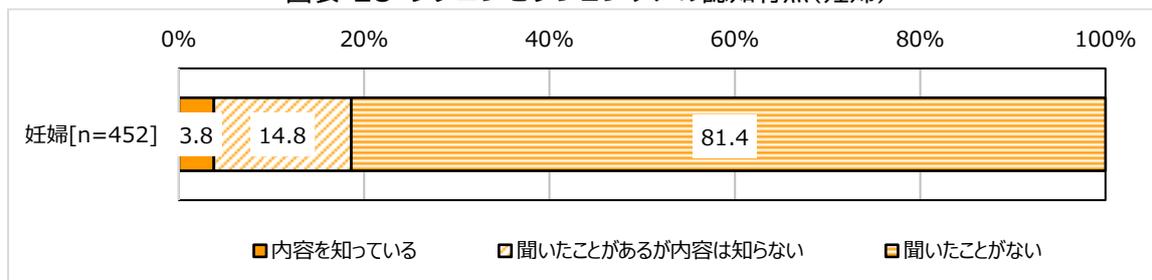
プレコンセプションケア(妊娠前からの健康づくり)の認知度は、「内容を知っている」は15-17歳で0.8%、18-39歳で8.1%、妊婦で3.8%といずれも低い状況です。

図表 22 プレコンセプションケアの認知有無(15-17歳、18-39歳)



資料:松山市子ども計画策定のためのアンケート調査(高校生以上調査)

図表 23 プレコンセプションケアの認知有無(妊婦)

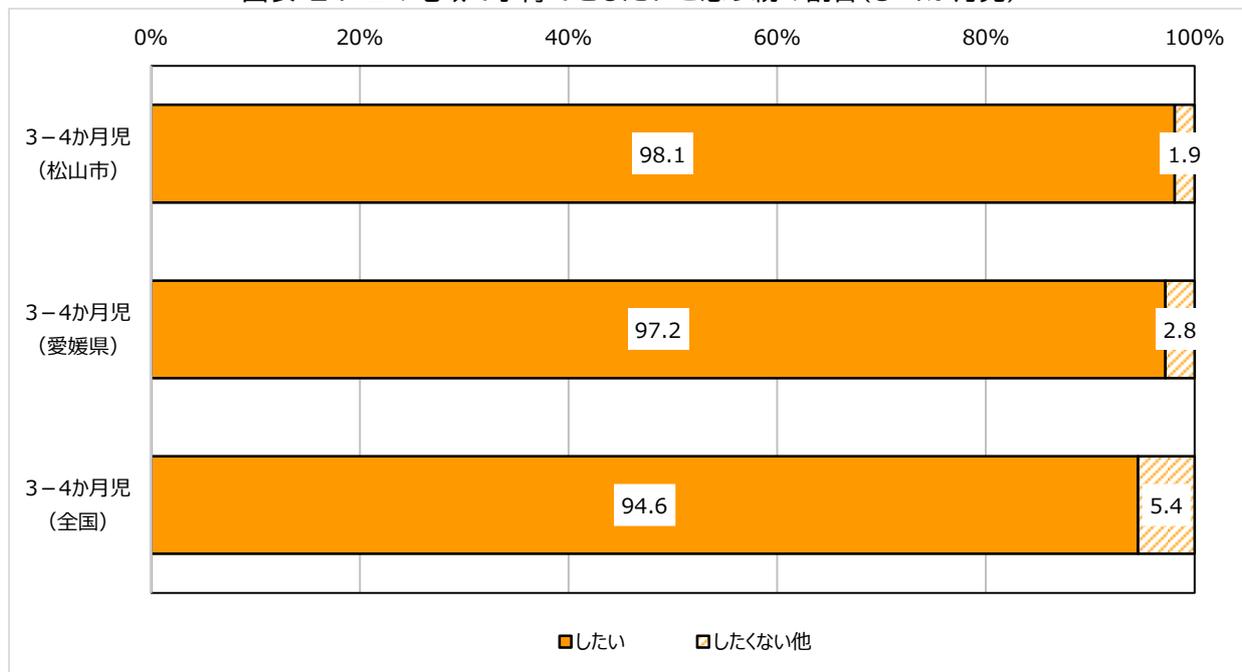


資料:松山市子ども計画策定のためのアンケート調査(妊婦調査)

### ③ この地域で子育てをしたいと思う親の割合

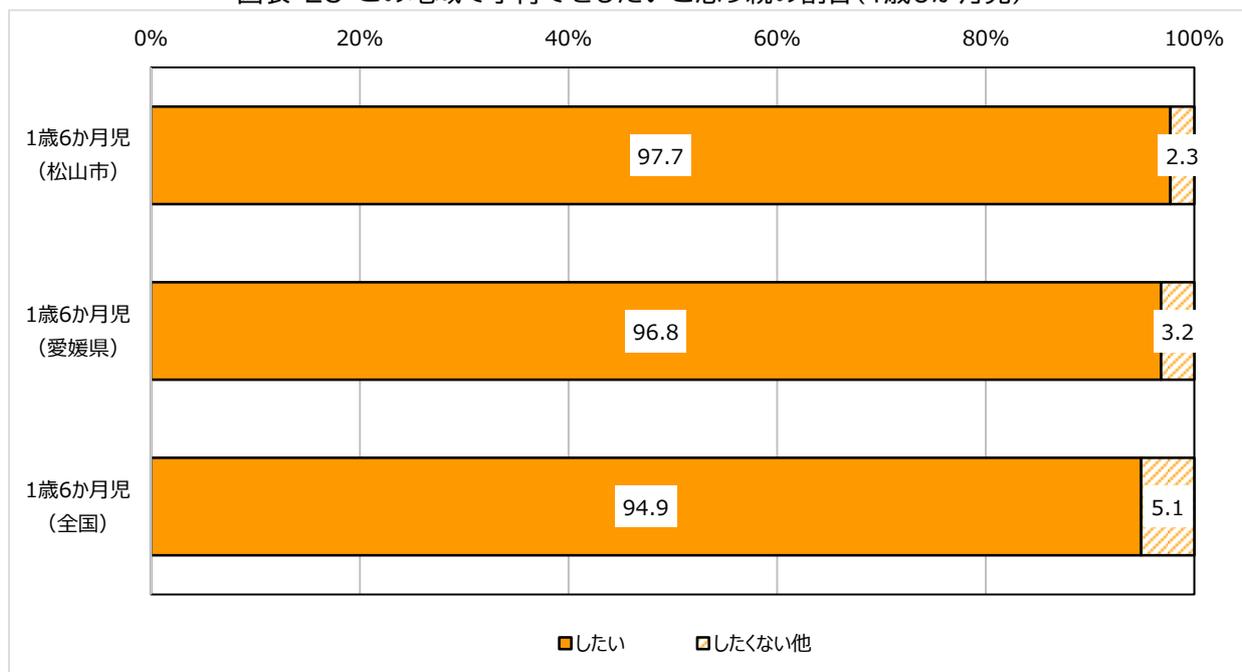
「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」は、3-4か月児で98.1%、1歳6か月児で97.7%、3歳児で98.2%といずれの時期も県や国よりも高い状況です。

図表 24 この地域で子育てをしたいと思う親の割合(3-4か月児)



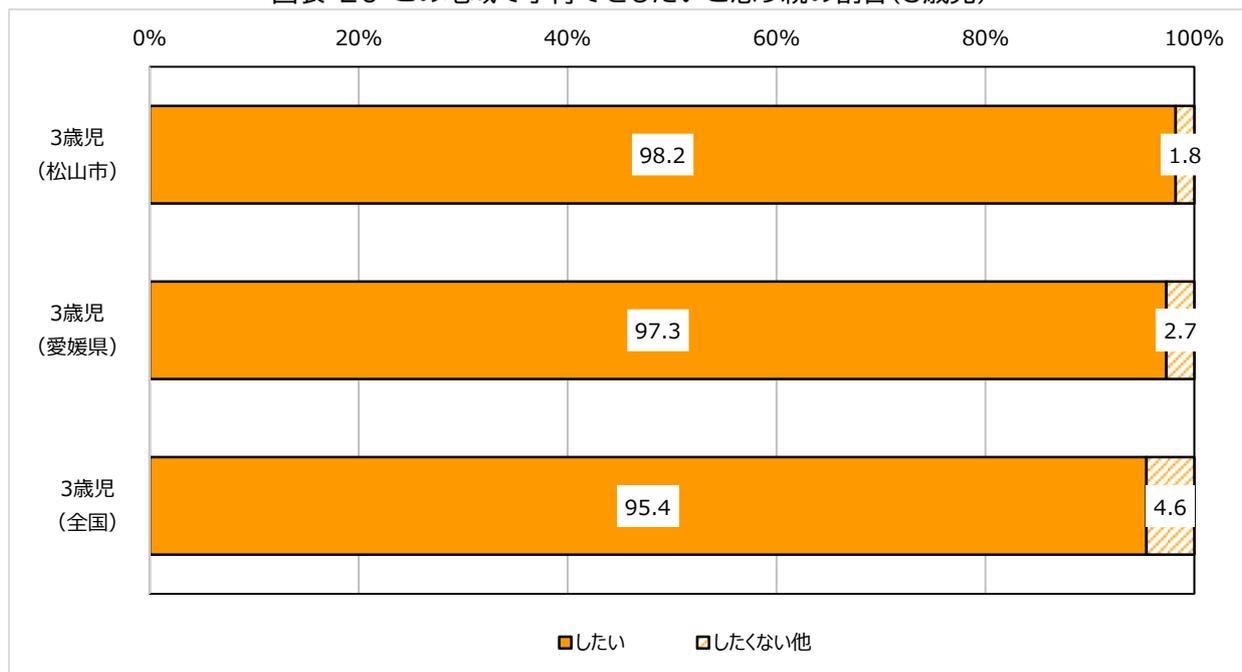
資料:令和4年度 乳幼児健康診査問診回答状況(厚生労働省母子保健課調査)

図表 25 この地域で子育てをしたいと思う親の割合(1歳6か月児)



資料:令和4年度 乳幼児健康診査問診回答状況(厚生労働省母子保健課調査)

図表 26 この地域で子育てをしたいと思う親の割合(3歳児)



資料:令和4年度 乳幼児健康診査問診回答状況(厚生労働省母子保健課調査)

## 4. こども・若者の意識の現状

### こども・若者ワークショップ結果

#### ① 若者ワークショップ

##### ○ワーク内容

大学生～社会人(18歳～30歳代)の若者20人が4つのグループに分かれ、各グループに割り振られたテーマで、関心のある課題、問題を設定し、その背景を分析しながら、課題の解決策と、自分自身が解決に向けてできること(マイアクション)を検討しました。

##### ○ワークショップ結果

グループテーマ	主な課題	主な解決策
就職・キャリア	社会との接点が少なく、将来やりたいことが決められないまま就活が始まってしまう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エントリーシートの作成講座を開催する</li> <li>・学生と企業、団体をつなぐプラットフォームの設立</li> <li>・専門性の高くない中高生のうちから社会と関わる場を醸成</li> <li>・自分で早くから就職に向けて動き出す</li> <li>・自分で自営業、兼業など、業態に関わらず様々な働き方を知る</li> </ul>
教育 ・学びなおし	学校の先生が多忙、スキル向上が必要、予算が足りない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師で対応できないことは専門性のある地域人材が学校と結びつき対応する</li> <li>・企業と学校との協働プロジェクトの実施</li> <li>・中高生の職場体験を深掘したインターンの実施</li> </ul>
ライフデザイン ・子育て	子育てに伴う、「時間」、「人とのつながり」、「お金」の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育て早退」や「在宅勤務」を可能にする</li> <li>・地域の中で見守り隊を発足し、皆でこどもを見守る</li> <li>・出産、育児への助成を増やす</li> <li>・大学生が協力し、こどもと地域の高齢者とのふれあいの場を企画し、夏休みなどの長期休暇に地域内で大学生や高齢者がこどもを見守る時間を作る</li> <li>・「井戸端スペース」として保護者同士で気楽に話せる場を設ける</li> </ul>
SNSに 関すること	依存性、匿名性などの SNS 利用における危険性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS 利用を制限するルール作り</li> <li>・学校での教育を拡充する</li> <li>・SNS から離れるため、対面でコミュニケーションを取ることができる場を増やす(こども食堂など)</li> </ul>

##### ○参加者の声

- ・自分では思いつかないような意見が聴けてすごく参考になった。
- ・大学生のみなさんとお話しできるいい機会でもあり、市の取組も知ることができてよかった。今後もどういう取組があるのか調べてみたいと思った。

## ② こどもワークショップ

### ○ワーク内容と主な意見

<p>第1回</p>	<p>【ワーク】 こどもの権利について</p> <p>○子どもの権利条約(1条から40条)をみて、こどもだけにある権利と大人だけにある権利を考える (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あてはまるのか、みんなで話し合ったが、判断するのが難しかった。</li> <li>・子どもの権利条約に書いてあるこどもの権利は、大人にもあてはまるものが多い。</li> </ul> <p>○身近なツールについて、そのルールは「仕方ない」、「おかしいところがある」ことを、それぞれ考え、グループで自分の考えを話してみよう (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身の回りのおかしいと思っていたことに、みんな共感してくれた。</li> <li>・自分の周りだけではなく、不満に思っている人がいると分かってよかった。</li> <li>・みんなおかしいと思っているなら、改善しないと、住みやすくないと思った。</li> <li>・当たり前だったルールを考え直して、他の人の意見を聞くことで新しい発見があった。</li> <li>・思っていたことを話し合えてよかった。大人にも知ってもらい、良い市にしてほしい。</li> </ul>
<p>第2回</p>	<p>【ワーク】自分にとっての居心地～未来のまつやまを描いてみよう～</p> <p>○自分にとっての理想の居心地を言葉にしてみる (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが利用できる共有スペースがあればいい。大街道みたいな場所を増やしてほしい。</li> <li>・普段足を踏み入れない場所に、こどもでも入ることができる場所が欲しい。(例:職場体験)</li> <li>・松山市の公園の中で、ボール遊びができるところを増やしてほしい。</li> <li>・気軽に相談できるところ(人を選べる)。</li> <li>・地域で交流して、仲良くなれるイベントをしてほしい。</li> <li>・市役所自体を市民にとって、もっと身近な場所にする。</li> </ul>
<p>第3回</p>	<p>【ワーク】「松山市こども計画」で大事と思うこと、松山市に求めること</p> <p>○計画で大事と思うこと (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今のこどもからの意見を聞いていくことが大事。</li> </ul> <p>○松山市に求めること (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を受け入れているという意思表示が欲しい。</li> <li>・こどもだけで行ける、安全な場所があるといい。</li> </ul>

### ○参加者の声

- ・もっと自分の気持ちを他の人に知ってもらいたいと思った。
- ・自分だけでなく、他の人も同じような思いをしていたのを知ってよかった。
- ・堅苦しい会だと思っていたが楽しかった。また参加したい。
- ・小中高生がフランクに意見できる場が初めてで、楽しく充実した時をおくれた。

## 5. 本市の子ども・若者や子育て家庭を取り巻く課題

### (1) こどもの権利保障や子育て支援に関する意識等の状況

- 小学生、中学生、15～17歳、18～39歳では、5～7%程度は相談したり悩みを話せる人がいない、10%程度は相談したくないという状況となっています。その理由として、「誰に相談したらよいか分からない」「秘密が守られるか心配」の合計が約20%～40%となっています。各種相談窓口の認知度は概ね50%を下回っており、悩みを抱えた際に誰かに相談できるよう相談窓口の周知啓発が必要です。また、対面だけでなく、SNSなど、多様な方法による相談体制を確保することも重要です。
- 希望する進路や将来の夢がある人は、小学生では70%を超えていますが、中学生では60%程度と下がっており、すべての子どもが、将来への希望や夢を持てるよう、進路や就職など、将来のことについて知る機会や相談できる機会を充実させる必要があります。
- 「周りの人に自分の意見を聞いてもらえている」と思っている15歳～17歳は90%程度になっています。すべての子どもが、自由に意見を発言できると思えるよう、こどもの権利に関する教育、啓発を進めるとともに、幼少期から周りの大人がこどもの意見に積極的に耳を傾ける環境を作ったり、自分の考えを周りの人に伝えることができるようにサポートしていく必要があります。
- 女性の育児休業取得率が約50%に対し、男性は約11%と低くなっており、その理由として仕事の多忙や職場で育児休業を取りにくい雰囲気があることがあがっています。地域や企業を含む、社会全体で子育てを支援していくための意識醸成が必要となっています。

### (2) こどもの健やかな育ちを支える環境等の状況

- アンケート調査やワークショップでの意見で、希望する「居場所」の条件として、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」「落ち着いてくつろげる場所」が、小中学生、15～17歳で、いずれでも高くなっており、誰もが安心して、好きなことに取り組めるような居場所の拡充を目指していく必要があります。
- 令和6年4月開設の子ども家庭センターの認知度は、妊婦で50%程度、15歳以上(妊婦を除く)では40%程度となっており、全成育期で認知度を高め、切れ目のない支援につなげる必要があります。
- 本市の保育所等利用待機児童数は令和4年度以降ゼロとなっており、引き続き質、量と

もにニーズに応じた保育サービスの提供に努めることが重要です。

- 本市の放課後児童クラブ数、利用児童数は増加傾向にあり、待機児童についても、コロナ禍を経ても増加し、令和6年5月1日時点で、放課後児童クラブの待機児童数があることから、こどもの居場所づくり、また保護者の仕事と子育ての両立の観点から、受け入れ体制の拡充が必要です。
- 「プレコンセプションケア」に対する、15～17歳や妊婦の認知度は4%程度とまだ低く、若い世代からの教育、周知啓発が重要です。朝食の欠食や睡眠不足など、正しい生活習慣が送れていないこども、若者、妊婦が一定数おり、生活習慣の改善やメンタルヘルスケアの支援が必要となっています。

### (3) 特別な支援を必要とするこどもの状況

---

- 小学生以下のこどもがいる家庭で、過去1年間の経験として、家族が必要とする食料品が買えなかった経験のある人の方が、そうでない人よりも、こどもを部活動に参加させることができなかった経験やこどもと旅行することができなかった経験がある割合が高くなっており、こどもの学習機会や体験の有無に差が生まれていることから、家庭の環境に関わらず、こどもが健やかに育つことができるよう、学習や体験の機会を提供していくことが必要です。
- 本市の小中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年度は1,415人と、4年前の令和元年度の637人から2倍以上となっています。不登校となっている児童・生徒に寄り添ってその理由を丁寧に確認し、適切なサポートや問題の解決に努める必要があります。
- 要保護児童、要支援児童、特定妊婦の数についても増加傾向にあり、虐待の予防、早期発見、早期対応が必要となっています。また、親子関係の形成支援や、伴走型の支援が重要です。
- 小中学校の特別支援学級の児童・生徒数や、障がい福祉サービスの利用児数が増加傾向にあるなど、特別なニーズのあるこどもに対して、特別支援教育や福祉サービスの充実、包摂(インクルージョン)の推進などが重要です。また、母子保健や子育て支援の事業などにより、発達特性に気づいたときから丁寧に支援を提供していくことも重要です。

#### (4) 若者のライフプランに関する状況

---

- 若者ワークショップでは、社会との接点が少なく、自身の将来の姿を描けないまま就職活動が始まってしまうという声がありました。学校の中にとどまらず、社会とのつながりが生まれる機会を作っていくことが重要です。
- また、キャリアやお金、子育てについての教育が不十分であり、将来への不安が大きいという声もあり、地域人材の活用も視野に入れ、キャリア教育やライフプランを考える機会を設けることが必要です。
- 本市の女性就業率は、すべての年代で全国平均を下回っており、愛媛県と比較しても「15～19歳」を除いて下回っています。若い女性が希望する仕事に就き、活躍できるよう、社会的な意識醸成や就業機会の確保に取り組み、キャリア形成を支援していくことが重要です。
- プレコンセプションケアの認知度は低い状況にあり、妊娠を含めた生涯の健康づくりに向けてさらなる推進が必要となっています。

#### (5) 子育て当事者の状況

---

- 妊婦のこども家庭センターの認知度は50%程度となっており、さらに認知度を高め、子育てについての困りごとや悩みを解消できるよう相談につなげていくことが求められます。また、妊娠中および子育て中の母親、父親に寄り添い、個々の状況に合わせた支援ができるよう体制の充実が必要です。
- ひとり親世帯では、親とこどもだけの家庭が75%程度で、孤立しないよう地域での支援が必要です。子育て支援、生活支援のサービス利用につながるよう、各種サービスの認知度を向上させていく必要があります。また、経済的に苦しいと感じる家庭が多く、就業支援や養育費確保等の支援、福祉資金の貸付やこどもの学習支援の活用などについても推進していく必要があります。

# 第3章 施策の展開

## 1. 施策体系

めざす姿	基本方針	推進施策
こどもたち一人ひとりが主人公 誰もが自分らしく輝くまっやま	(1) こどもの権利を尊重し、 社会全体で こども・若者を育てる	<ul style="list-style-type: none"> <li>① こども・若者の意見表明の推進</li> <li>② 仕事と子育ての両立支援</li> <li>③ こどもまんなか社会の推進</li> </ul>
	(2) こども・若者の 健やかな育ちを支える	<ul style="list-style-type: none"> <li>① こども・若者の居場所づくり</li> <li>② 教育・保育の環境整備</li> <li>③ ライフステージに応じた切れ目ない支援</li> </ul>
	(3) こども・若者を誰一人 取り残さず 重層的に支援する	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 養育支援</li> <li>② 貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策</li> <li>③ 障がい、医療的ケア等支援</li> <li>④ いじめ、不登校、自殺対策</li> </ul>
	(4) 若者が自ら希望する ライフプランの実現を 後押しする	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 心身の健康向上</li> <li>② 出会い、結婚支援</li> <li>③ 就労、ライフプランニング支援</li> </ul>
	(5) 安心して子育てできるよう 子育て当事者を支援する	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子育て世帯への経済的負担軽減</li> <li>② ひとり親家庭の自立促進</li> <li>③ 関係機関と連携した相談体制の構築</li> </ul>

## 2. 事業一覧

松山市こども計画の基本方針及び推進施策に沿って展開する事業のうち、松山市成育医療等に関する計画に該当する事業は以下のとおりです。

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
1	2	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
2	1	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)私立分	地域の子育て機能の拡充を図るとともに、地域全体で子育てを支援する基盤をつくるため、私立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備するほか、親子ふれあい行事や育児講座等を実施する。	保育・幼稚園課
2	1	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)公立分	地域の子育て機能の拡充を図るとともに、地域全体で子育てを支援する基盤をつくるため、公立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備するほか、親子ふれあい行事や育児講座等を実施する。	保育・幼稚園課
2	1	【従】地域子育て支援拠点事業(直営型)(こどもの遊び体験や交流に関する部分)	地域子育て支援拠点「すくすくひろば」で、未就学児を持つ親とそのこどもが気軽に集い、交流し、育児相談を行うことで、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てできる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	すくすく支援課
2	3	母子保健育児支援事業	幼児期の精神運動発達に関する「発達相談」を実施する。保護者が適切な関わり方を知り、困りごとを相談できる場として「すくすくキッズ」を実施する。遺伝に関する不安や悩みを持つ保護者に対して「遺伝相談」を実施する。	すくすく支援課
2	3	幼児健康診査事業	1歳6か月頃と3歳頃の時期に健康診査を実施し、運動機能・視聴覚等の障害、精神発達の遅延等がある幼児を早期に発見し、適切な指導や心身障害の進行を未然に防止することで、幼児の健康の保持・増進を図る。また、実施年度に5歳児になる幼児に健康診査を実施し、保護者に発達特性に気づいてもらい、適切な支援を行うことで、育児不安の軽減と幼児の成長発達を促す。	すくすく支援課
2	3	地域子育て支援拠点事業(直営型)	地域子育て支援拠点「すくすくひろば」で、未就学児を持つ親とそのこどもが気軽に集い、交流し、育児相談を行うことで、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てできる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	すくすく支援課
2	3	歯科保健事業(子どものための歯科相談)	未就学児の希望者を対象に歯科健診、歯科保健指導、歯みがき指導及び、フッ化物塗布等を実施し、生活習慣の改善や定期的な歯科受診へつなげることで、むし歯有病者率の低下を図る。	すくすく支援課
2	3	妊娠・出産支援事業(伴走型の相談支援・相談体制の整備等)	妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない伴走型の相談支援を実施するため、相談等の拠点となる「すくすく・サポート」等で全ての妊婦と面談し、支援が必要な者を把握するとともに、乳児がいる全ての家庭の訪問や産前・産後サポート、産後ケアを実施することで、出産や育児に対する不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。	すくすく支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
2	3	妊婦・乳児健康診査事業 (乳児の健診に関する部分)	新生児聴覚検査や乳児一般健康診査を実施し、必要な治療の勧奨と保健指導を行うことで乳児の健やかな成長につなげる。	すくすく支援課
2	3	こども相談事業	こどもに関する総合的な相談窓口として、0歳から18歳までの子育て、虐待、不登校、問題行動などの様々な相談に、こどもや家庭に寄り添いながら迅速で的確に対応する。	こども相談課
2	3	急患医療センター 運営事業	夜間の救急医療機関(内科・小児科)として、初期救急医療体制を確保するとともに、重症患者は救急当番病院や小児救急医療支援病院への円滑な転院体制を整えている。特に小児科は、毎日21時から翌8時までの診療体制により、夜間の急な発熱等の小児患者に医療サービスを提供する。	医事業事課
2	3	小児救急医療支援事業 補助金	小児重症患者の受け入れを行う小児救急医療支援事業を実施する病院に対し、小児科医師の確保などに要する経費を補助し、365日24時間の小児救急医療体制の安定的継続を図る。	医事業事課
2	3	小児救急医療確保事業	救急医療を正しく利用していただくため、幼稚園や保育所、公民館等で出前講座を実施し、小さなお子さんに関わりのある保護者らを対象に、広く普及啓発を図る。また、愛媛大学医学部に寄附講座を設置し、市急患医療センターの出務協力を得るほか、小児科医の育成や小児医療に関する普及啓発を実施するほか、市内に小児科を新規開業する場合に費用の一部を補助する。	医事業事課
2	3	A類定期予防接種事業	予防接種法に規定されたA類疾病(麻疹風しん等)の発生やまん延を防ぎ、市民の健康を守るため、定期予防接種を行う。	保健予防課
2	3	ブックスタート事業	全ての乳幼児とその保護者に絵本を手渡し、赤ちゃんとの触れ合いや乳幼児期の読み聞かせの大切さを伝える。	中央図書館事務所
2	3	【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
2	3	【従】子ども医療助成事業	18歳年度末までの保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
3	1	養育支援訪問事業	若年妊婦や、育児ストレス、産後に強い不安感や孤独感を抱えるなど様々な原因で養育支援が必要な家庭に、保健師、保育士などが訪問し、具体的な養育に関する指導や助言等を行う。	こども相談課
3	1	養育支援訪問事業 (子育て世帯訪問 支援事業部分)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、食事準備、洗濯、掃除などの家事支援を実施する。	こども相談課
3	1	要保護児童対策事業 (親子関係形成 支援事業部分)	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。	こども相談課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
3	1	【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
3	1	【従】地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)私立分	私立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行うほか、講習会等を実施する。	保育・幼稚園課
3	1	【従】地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)公立分	公立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行うほか、講習会等を実施する。	保育・幼稚園課
3	1	【従】要保護児童対策事業	支援対象児童等に対する適切な保護と支援を実施するため、関係機関との情報共有や協議などの連携体制の調整を行い、協働して児童虐待への対応及び家庭支援を行う。	こども相談課
3	2	女性相談支援事業	DVをはじめ、女性のいろいろな悩みごとについての相談に応じ、関係機関を紹介するとともに、必要な指導を行う。	
3	2	要保護児童対策事業	支援対象児童等に対する適切な保護と支援を実施するため、関係機関との情報共有や協議などの連携体制の調整を行い、協働して児童虐待への対応及び家庭支援を行うことで、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るほか、児童虐待防止を強化するため啓発活動を行う。	こども相談課
3	2	【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
3	2	【従】助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産ができるよう認可の助産施設に入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
3	3	障害児保育支援事業	保育所等へ入所している障がい児の保護者及び発達に気になっている保護者に対して、相談・支援を行い、必要に応じ小児科医や療育機関関係者などと連携し、障がい児の福祉の増進を図る。 また、公立保育所で医療的ケア児を受入れ、訪問看護ステーションの看護師によるケアを行う。	保育・幼稚園課
3	3	小児慢性特定疾病・育成・養育医療費等給付事業	慢性疾患により長期療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、疾患の治療にかかる医療費の助成、日常生活用具の給付、自立支援事業を実施する。	すくすく支援課
3	3	児童発達支援センター ひまわり園運営事業	障がいのある未就学児が通園し、日常生活での基本的な動作の習得、知識技能の付与、集団生活への適応のための支援等、様々な療育を通して児童の成長及び発達の向上を図る。	障がい福祉課
3	3	障害児等療育支援事業	障がい者が居宅等で自立した日常生活や社会生活を営むとともに、障がい児についても、社会生活への適応性の基盤を形成するため、在宅の重症心身障がい児・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児を対象に、介護サービスや就労技能の習得、生活能力向上のための支援等の提供や療育等を行う。	障がい福祉課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
3	3	身体・知的障害者相談員設置事業 (ペアレントメンター)	発達に障がいがある、気になる特性があるこどもの保護者を対象に、発達に障がいがあるこどもの子育てを経験した「ペアレントメンター」による相談会、個別相談を実施する。	障がい福祉課
3	3	日中一時支援事業	在宅の障がい者又は障がい児の介護を行う方の疾病やその他の理由で、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)に対して、障害者支援施設等で日中の活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練やその他の支援を行うことで、障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息等を図る。	障がい福祉課
3	3	補装具交付修理事業	補装具は身体障がい者(児)の失われた身体機能を補完又は代償する用具であり、交付及び修理、借受を行うことで身体的欠損や身体的機能損傷を補い、日常生活、職業生活の能率の向上を図る。	障がい福祉課
3	3	障害福祉サービス事業	障がい者が居宅等で自立した日常生活や社会生活を営むとともに、障がい児についても、社会生活への適応性の基盤を形成するため、身体障がい児・知的障がい児・発達障がい児を対象に、介護サービスや就労訓練、生活訓練等の提供や療育等を行う。	障がい福祉課
3	3	重度障がい児訪問看護利用助成事業	常時医療行為を必要とする重度障がい児が、在籍する学校で、経管栄養、たんの吸引、気管カニューレの管理等のため訪問看護師の派遣を必要とする場合に、保護者に対して費用の一部を助成する。	障がい福祉課
3	3	移動支援等事業	屋内での移動が困難な障がい者及び障がい児の社会参加や必要不可欠な外出を促進するサービス。また、入院時に医療従事者との意思疎通が困難な重度障がい者に対し、支援員を派遣し支援を行う。	障がい福祉課
3	3	障がい児相談窓口事業	障がいの有無を問わず、こどもの発達について幅広く相談を受け、関係機関と連携しながら必要な支援につなげる。	障がい福祉課
3	3	日常生活用具給付貸与事業	在宅重度心身障がい者(児)の日常生活が円滑に行えるよう障がいの種別や程度に応じた日常生活用具の給付及び福祉電話の貸与を行う。	障がい福祉課
3	3	重度障がい者(児)住宅整備事業	日常生活で他の者の介護を必要とする在宅重度身体障がい者(児)のいる世帯に対し、当該身体障がい者(児)の日常生活を容易にし、その行動範囲を広げて自立更生を促進する。	障がい福祉課
3	3	重度心身障害者医療助成事業	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳A又は療育手帳B(中度)と身体障害者手帳両方の所持者に対し、医療費の助成を行う。	障がい福祉課
3	3	医療的ケア児に対する支援体制整備事業	学校での医療的ケアに対応できる看護師を確保し、地域の小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の支援体制を整備する。	学校教育課
3	4	自殺対策等精神保健事業	若年層への自殺対策として、こどもの頃から「心の健康づくり」を目指し、児童生徒とその保護者等に相談窓口の周知啓発を行う。	保健予防課
3	4	【従】こども相談事業	こどもに関する総合的な相談窓口において、0歳から18歳までの子育て、虐待、不登校、問題行動などの様々な相談に、こどもや家庭に寄り添いながら迅速で的確に対応する。	こども相談課
4	1	妊婦・乳児健康診査事業	妊産婦、胎児及び乳児に健康診査を実施することにより、心身の異常等を早期に発見するとともに、治療勧奨や支援体制の強化を図ることで、安心して妊娠を継続・出産できる体制や新生児への虐待予防、乳児の健やかな成長につなげる。	すくすく支援課

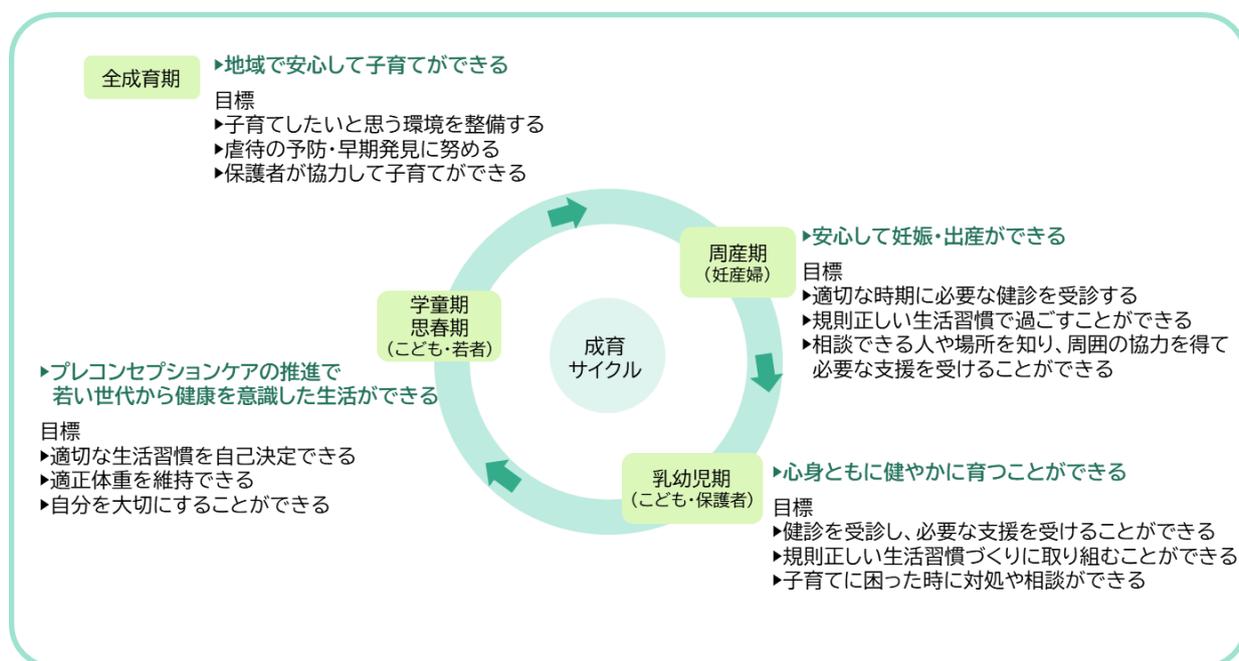
こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
4	1	妊婦・乳児健康診査事業 (拡大新生児スクリーニング検査費助成事業)	令和3年10月から治療が可能となった遺伝性難病を対象に、検査費の交付助成を行うことで、保護者の負担軽減と異常の早期発見・早期治療につなげる。	すくすく支援課
4	1	歯科保健事業 (個別妊婦歯科健康診査)	妊婦の口腔内疾患の減少とその家族の生涯を通じた口腔の健康管理につなげるため、妊娠中に1回、歯科健診と歯科保健指導を登録医療機関にて、無料で受けることができる受診票を配付する。	すくすく支援課
4	1	不妊治療・不育症検査助成事業	こどもを持ちたいと望む夫婦等を支援することを目的として、不妊検査・不妊治療・不育症検査にかかる費用の負担軽減を図るとともに、不妊・不育に関する不安の解消に努める。	すくすく支援課
4	1	妊娠・出産支援事業 (産後ケア事業)	心身の不調や育児不安を抱える出産後おおむね12か月未満の母子に対し、助産師等が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援する。	すくすく支援課
4	1	プレコンセプションケア (妊娠前からのケア)事業	早くから妊娠・出産の知識をもち、自分の身体と健康への意識を高めるため、将来の妊娠に備えて今の自分の身体の状態を知っておきたい女性を対象に、検査費用の一部を補助するとともに、大学生等若い世代を対象に普及啓発を行う。	すくすく支援課
4	1	18歳からの健診事業	職場等で健康診査を受ける機会がない18歳から39歳の市民に対し、健康診査を実施し、健康への関心や生活習慣病予防の意識啓発を図る。	すくすく支援課
5	1	子ども医療助成事業	18歳年度末までの保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
5	1	ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
5	1	助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産ができるよう認可の助産施設に入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。	子育て支援課
5	1	妊娠・出産支援事業 (離島妊婦に対する宿泊費支援事業)	安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を構築するため、離島に住む妊婦が出産に備え分娩取扱施設近くで待機する際の宿泊費について補助する。	すくすく支援課
5	3	【従】要保護児童対策事業	要保護児童等への継続支援、総合的な支援、予防的支援を実施するため、医療・保健・福祉・学校等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の連携強化や体制整備を進める。	こども相談課
5	3	【従】障がい児相談窓口事業	障がいの有無を問わず、こどもの発達について幅広く相談を受け、関係機関と連携しながら必要な支援につなげる。	障がい福祉課

## 第4章 個別計画記載事項

### 1. 基本方針

大人になるまでの一連の成育過程(成育サイクル)に沿って、必要な支援を切れ目なく提供できる体制を整備します。成育サイクルのライフステージ毎に、望ましい姿や目標、成果指標を設定します。行政だけでなく、市民、地域や関係団体など社会全体で計画を推進します。

### 2. 各ライフステージの望ましい姿と目標



### 3. 各ライフステージの主な取組

#### 1. 周産期

保健師等がすべての妊婦と面談し、妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、必要な支援につなげる伴走型の相談支援を充実します。

- ・妊産婦健診・妊婦歯科健診の受診勧奨の充実
- ・健診結果に基づく保健指導、妊娠中の喫煙・飲酒に関する正しい知識の普及啓発の強化
- ・医師、助産師、保健師など多職種が連携した産後のメンタルヘルス対策の推進
- ・妊娠期から乳幼児期にかけてこどもへの言葉かけやスキンシップの大切さの普及啓発の推進

## 2. 乳幼児期

乳幼児健診等の母子保健事業や保育所等での保護者に対する子育て支援を推進します。

- ・乳幼児に対する健康診査の実施体制の整備、疾病等の早期発見・治療・生活指導の充実
- ・乳幼児健診等の母子保健事業の活用、規則正しい生活習慣確立のための保健指導の実施、食育の推進
- ・発達の遅れ等を含め、子育てに悩みを抱えている保護者等を早期に発見し、小児科医や療育機関等の関係機関との連携を推進、相談支援を充実

## 3. 学童期・思春期

食生活・睡眠・運動等の生活習慣及び性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発・相談支援を行うプレコンセプションケアの推進に取り組みます。

- ・教育機関等での健康診断の実施、適切な生活習慣及び性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発の推進
- ・こども・若者の自己肯定感を高めるための関わりや教育の推進、こころの健康問題に関する相談窓口の周知と関係機関の連携による支援体制の強化

## 4. 全成育期

社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進します。

- ・こども家庭センターでの母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の充実、地域子育て支援センター等の身近な相談機関との密接な連携の促進
- ・孤立した子育てで虐待につながることをないよう、子育て中の親子の交流等を実施する地域子育て支援拠点事業等の利用の推進、地域での見守り体制の強化
- ・男女ともに妊娠・出産・育児への理解を深めることができるよう、プレコンセプションケアの普及、両親学級や育児講座の充実、育児シェア啓発等の推進

▼「松山市こども計画」推進施策(2)-③、(3)-①②③④、(4)-①、(5)-③に基づく取組

## 4. 成果指標・目標値

\*は、国が示す指標

ライフ ステージ	成果指標		現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	【参考】(令和4年度)	
					愛媛県	国
周産期	妊婦健診受診率		96.8%	98.0%	97.4%	
	妊婦歯科健診・保健指導受診率		58.0%	65.0%	52.4%	
	*妊娠中の妊婦の喫煙率		1.3%	0%	1.5%	2.1%
	妊娠中の妊婦の飲酒率		0.6%	0%	0.6%	0.9%
	*産後1か月までの産後うつ病の ハイリスク者の割合		12.6%	12.0%		9.9%
	*産後ケア事業の利用率		3.9% (令和4年度)	7.0%		6.1% (令和3年度)
乳幼児期	乳児健診受診率	3-4か月児	99.3%	99.5%	94.5%	96.1%
		9-10か月児	98.9%	99.0%	89.2%	86.1%
	幼児健診受診率	1歳6か月児	88.4%	93.0%	91.2%	96.3%
		3歳児	95.6%	96.0%	89.9%	95.7%
	22時まで寝る3歳児の割合		77.4%	80.0%		
	毎日朝食を食べる3歳児の割合		90.2%	95.0%		
	*むし歯のない3歳児の割合		90.8%	95.0%	87.2%	91.4%
	*育てにくさを感じたときに対処 できる保護者の割合	3-4か月児	91.6%	95.0%	88.5%	81.2%
		1歳6か月児	84.8%	89.0%	79.4%	77.2%
		3歳児	89.9%	93.0%	88.0%	81.8%
子育てについて困ったことや 心配なことがあった時の相談先を 知っている保護者の割合		65.7% (令和6年度)	75.0%			
学童期 ・思春期	*毎日朝食を食べる 児童生徒の割合	小学5年生	男子 73.5% 女子 73.6%	77.0%	77.7% 75.8%	82.3% 81.1%
		中学2年生	男子 73.2% 女子 65.7%		75.8% 68.2%	80.0% 73.4%
	*12歳児の一人平均う歯数		0.43本	減少	0.8本	0.56本
	プレコンセプションケア認知度		4.5% (令和6年度)	25.0%		

ライフ ステージ	成果指標		現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	【参考】(令和4年度)	
					愛媛県	国
学童期 ・思春期	*肥満度20%以上の 児童生徒の割合	小学5年生	男子 13.4% 女子 9.0%	減少	14.8% 10.8%	14.6% 9.8%
		中学2年生	男子 12.2% 女子 7.6%		11.8% 8.8%	11.5% 7.6%
	18~29歳女性のやせの割合 (BMI 18.5未満)		13.7% (令和6年度)	12.0%		
	自分を大切な存在だと思 う者の割合 (11~17歳)	小学生	81.7% (令和6年度)	83.0%		
		中学生	75.5% (令和6年度)	77.0%		
		15-17歳	75.1% (令和6年度)	77.0%		
全成育期	*ゆったりとした 気分で子どもと 過ごす時間がある 保護者の割合	3-4か月児	91.3%	93.0%	91.4%	89.5%
		1歳6か月児	80.7%	83.0%	82.7%	80.9%
		3歳児	77.0%	80.0%	78.3%	75.9%
	*乳幼児期に体罰や 暴言、ネグレクト等に よらない子育てを している保護者の割合	3-4か月児	97.5%	98.0%	96.4%	94.9%
		1歳6か月児	89.1%	90.0%	79.4%	85.4%
		3歳児	72.6%	73.0%	72.4%	71.1%
	積極的に育児を している父親の 割合	3-4か月児	70.3%	71.0%	70.4%	70.9%
		1歳6か月児	68.0%	69.0%	68.4%	68.7%
		3歳児	64.3%	65.0%	63.9%	64.6%
	*この地域で子育てをしたいと思 う保護者の割合		97.9%	100%	97.1%	95.0%

●成果指標のデータソース

- ・(こども家庭庁)母子保健事業の実施状況等調査
- ・(愛媛県)母子保健報告
- ・松山市保健所保健衛生年報
- ・(厚生労働省)地域保健・健康増進事業報告
- ・(文部科学省)全国体力・運動能力、運動習慣等調査
- ・(文部科学省)学校保健統計調査
- ・「松山市こども計画」策定に向けたアンケート【令和6年5月~6月】

## 第5章 計画の推進

---

### 1. 市民及び関係団体等との連携等

#### (1) 市民や関係団体等との連携

---

こども・若者・子育て世帯を社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。本計画の推進に当たっては、教育、保育、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者や学校及び各種関係団体、関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進、調整を行います。あわせて、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成、若者の自立支援に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、こども・若者・子育て支援に関わる様々な施策を計画的、総合的に推進します。

#### (2) 地域の人材の確保と連携

---

こどもの成長や若者の自立、子育てに関する多様なニーズに対応するため、こども・若者の支援、子育て、教育に関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、学生、高齢者など、地域の幅広い人材の確保、育成に努めます。

#### (3) 市民、企業等の参加、参画の推進

---

社会全体でこども・若者・子育て世帯を支援するためには、こどもや若者の意見を反映することに加え、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。本計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組を支援し、こども・若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加、参画を推進します。

## 2. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、こども・若者・子育て当事者に対して、本計画の取組状況に対するアンケートを行い、ご意見や評価をいただくとともに、松山市子ども・子育て会議で、毎年度成果指標等について点検します。計画策定後には、PDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するに当たっては、こども・若者・子育て当事者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善や見直し及び新たな事業や取組の検討につなげます。

また、本計画に包含される各種個別計画部分について、「松山市子ども・子育て支援事業計画」は松山市子ども・子育て会議、「松山市ひとり親家庭等自立促進計画」及び「松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」は松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、「松山市成育医療等に関する計画」は松山市成育医療等の提供に関する施策の推進懇話会にて毎年度取組の進捗状況の管理及び評価を行います。